

陳情番号	件名
第 8 号	相模原市立全小学校の放射性物質対策について
受理年月日	
23. 7. 6	

陳情の趣旨
<p>【陳情の主旨】</p> <p>はじめに</p> <p>2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により日本国民に甚大な被害が及び、今なお収束の見通しが全くつかないまま日々大量の放射性物質が降り注いでおります。WSPPEEDIのデータによれば、関東地域の多くが中濃度に汚染されています。神奈川県は1986年4月26日に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故の第三汚染区分と同等の汚染地域であり、第三汚染区分では数年後より呼吸による外部被曝、食品の経口摂取による内部被曝によって多くの小児ガン患者が増加している事実があります。</p> <p>放射性物質の拡散は風や雨の動きによって異なるものであり、単純に福島第一原発からの同心円上の距離で測定できるものではありません。これは福島第一原発から290キロ離れた神奈川県南足柄市で国の暫定規制値を超えたセシウム137が検出されたことや、世田谷区や三鷹市で母乳からセシウム137が検出されたことから明らかです。</p> <p>6月14日付の中日新聞には筑波大学の末木啓介准教授による土壌調査の結果が掲載されており、これによりますと、福島第一原発から200キロ近く離れた茨城県や千葉県の一部で通常の400倍にあたる1平方メートルあたり約4万ベクレルの放射性セシウム137が検出されております（学校給食でも使用されているキャベツはセシウム137が最も蓄積されやすい野菜の一つです）。</p> <p>6月21日には相模原市の荒茶が暫定規制値の1kgあたり500ベクレルを大きく超える1290ベクレルの放射性セシウムが検出されており、いよいよ相模原市にも甚大な被害が及んできました。このような危険な状況の中、児童の被曝を最小限におさえる安全な学校生活を保障することは、市の責務であります。</p> <p>1. 学校給食について</p> <p>学校給食で使用される食材に、汚染された土壌で栽培された野菜、汚染地域で育成された畜肉、汚染海域で獲れた魚を使用することは極めて危険です。食材の産地を正確に把握し、放射性物質汚染度を測定し、安全であると確認されているもの</p>

外は児童に提供すべきではありません。

日本政府では、法令により、一般公衆の被曝限度を1 mSv/年と定めています(「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規:1960年9月30日総理府令第56号・最終改正2009年10月9日文科科学省令第33号」及び「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件:2000年科学技術庁告示第5号・最終改正2006年12月26日文科科学省告示第154号」)。

3月17日に国が新たに示した食品の暫定規制値は、以前の20倍に引き上げられ、野菜におけるヨウ素I131の暫定規制値は2000Bq、水の基準値100Bqと国際基準を大きく逸脱しています。肉、魚に至っては暫定基準値自体が存在せず、汚染の有無にかかわらず流通しており、根菜、芋類は検査対象外となっています。現在の暫定規制値2000Bqの葉物野菜を1年間食べ続けることで、17mSv/年の被曝となり、食品その他からの内部被曝等も考慮すると、「人体に影響を与えるレベルではなく、健康にはなんら問題はない」とは言えない状況です。ベルゴニートリボンドーの法則によると、放射線に対する細胞の感受性は増殖の活動力の程度に比例するとあります。

特に成長期である小学校1年生から6年生までの放射性被曝感受性は大人の感受性の数倍に及ぶため、より慎重な判断が求められます。体内に経口的に入る放射性物質は、胃や腸で吸収され血液中に入り、放射性ヨウ素は甲状腺、セシウムは全身、ストロンチウムは骨に溜まり健康被害を及ぼします。たとえ微量の摂取でも放射性物質は絶えず細胞を放射し続け、体内に深刻な影響を及ぼします。チェルノブイリ事故の医学的データに基づく犠牲者数は、ジャネット・シェルマン博士により98万5千人と発表されました。ここでの被害者の多くは子供達です。事故数年後より、白血病、脳障害、心臓疾患、甲状腺がんなどによりたくさんの子供達が命を落としました。遠く離れたフランスやドイツでも、放射性物質が子供達に与える影響を過小評価したことにより、小児ガン患者が異常に増加しました。その理由はおもに、長期間に渡り放射性物質に汚染された食品を経口摂取したことによる低線量内部被曝です。

先日、横浜市の学校給食委員会が給食用物資の産地を公表しましたが、その中に福島県産、茨城県産が使用されておりました。このことは上記の事実を全く認識していない教育者としてあるまじき怠惰であり殺人行為です。

これらをふまえ、市内の学校給食について、以下の4項目について陳情します。

- ①. 学校給食で使用する食材の放射性物質汚染検査を実施すること
- ②. 食材の放射性物質汚染が判明した場合、その食材を使用しないこと
- ③. ①②が困難な場合、保護者の判断で弁当及び水筒持参を選択できるようにすること
- ④. ③の実施にあたり、保護者が弁当及び水筒持参を判断できるよう食材の産地を公表すること

2. 校庭（グラウンド）について

児童たちが校庭で過ごす際、地表(砂、土)に積もっている放射性物質から放射線の影響を受けています。校庭の放射性物質は風により教室内にも入り込み、校庭で元気よく遊んだ児童の靴下などの服や頭髮などに付着して教室内にも入り込みます。したがって学校にいる時間帯は比較的高い線量の外部被曝を受けていると考えられます。

また、風が吹いたり、児童たちが元気よく遊ぶことにより、校庭の地表に積もっている放射性物質が舞い上がると、背の低い児童は口や鼻から吸引し、内部被曝につながります。また、転んで怪我をしたときなども、血液などに入って内部被曝につながります。

相模原市公式HPで公表されている市内の放射線量測定結果によると、その中で最も橋本小学校に近い緑区の中野小学校における校庭の6月21日付測定値は0.09 μ Sv/時となっています。これを年に換算しますと、外部被曝だけでも0.7mSv/年を超えてしまいます。これに上記2で申し上げました学校給食による内部被曝、校内にいる間の外部被曝、内部被曝をプラスすると、国の法令による一般公衆の被曝限度を1mSv/年を超過し、法令違反になる恐れがあります。

これらをふまえ、校庭（グラウンド）について、以下の3項目について陳情します。

- ①. 校庭数カ所を全小学校独自に測定するよう指導すること
- ②. ①の測定値が規定値を超えた場合、表土除去作業を行うよう指導すること
- ③. 1日のうち屋外にいるとみなされる時間を想定し、1時間当たりの被曝量を算出。規定値を超えた場合は活動時間を制限するとともに、外出時にはマスクを着用させるように指導すること。（6月21日付で川口市は独自に基準を定めて学校屋外活動を制限することとなりました）

3. プールについて

屋外プールは常に放射性物質の降下があり、放射性物質を含んだ雨水も混入しますが、浄水装置は放射性物質を取り除くことは不可能（逆浸透膜濾過方式であれば放射性物質をほとんど除去可能）です。

6月13日には東京電力福島第1原子力発電所付近でキュリウムという、体内に入ると非常に危険な核種も検出されています。

相模原市公式HPでは、ヨウ素131・セシウム134・セシウム137のみ検査していますが、それ以外の核種は検査していませんので、ストロンチウム、プルトニウム、キュリウム等が当市に飛来しているかどうかの確認はできず、検査項目としては不十分です。また、水の採取方法4隅部分から計20としか公表されておら

ず、水の上の方に浮いているのか下に沈んでいるのかも不明なため、あらゆる場所（上・下・中央・端など）の水を採取して検査する必要があると考えます。

プールで注意すべきは内部被爆です。核種が特定できていない現状においては、経口と経皮の経路より、体内に放射性物質が入ってしまう可能性があります。その場合の影響は前述のとおりです。

これらをふまえ、プールについて、以下の3項目について陳情します。

- ①. 放射エネルギー(ベクレル/l)測定を全小学校独自に実施するように指導すること
- ②. 放射性物質の核種調査を全小学校独自に実施するよう指導すること
- ③. 放射エネルギーが低い場合は、以下の条件でプールを使用するよう指導すること
 - ・ 全員ゴーグル着用
 - ・ プール終了後に目と体をよく洗うよう指導
 - ・ 絶対に水を飲み込まないように指導
 - ・ 授業で使用する時間帯以外はビニールシートで放射性物質の降下を阻止

以上

陳情番号	件名
第 13 号	尖閣諸島をはじめ我が国の領土・領海を守る措置を求めることについて
受理年月日	
23. 8. 23	

陳情の趣旨
<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>尖閣諸島をはじめ我が国の領土・領海を守るため、以下の措置を講じることを求める意見書を政府に提出していただきたい。</p> <p>(1) 尖閣諸島に関し早急に諸般の現地調査を行うとともに、船舶の安全航行と漁民の安全操業のため、灯台の設置および避難港の整備などに取り組むこと。</p> <p>(2) 現在、外国漁船による悪質な違法操業が繰り返され、日本の漁場が奪われている。その対策のため関係省庁による警備体制を強化するとともに、領海侵犯を取り締まり直ちに拿捕を可能とする関係法令の整備を図ること。</p> <p>(3) 現在、自衛隊には、平時において領土・領海を守るべき法的根拠がないため、すみやかに領域警備のための法制度を確立すること。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>現在、尖閣諸島海域では、おびただしい外国漁船による領海侵犯と違法操業が繰り返されています。昨年 9 月 7 日の中国漁船の不法衝突事件では、中国漁船船長を処分保留のまま釈放する結果となりました。このままでは、尖閣諸島海域での外国漁船の違法操業が常態化し、我が国の主権が奪われることは明らかです。</p> <p>つきましては、尖閣諸島をはじめ我が国の領土・領海を守るための措置を講じるように求める意見書を政府に提出して頂きますように陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 14 号	永住外国人への地方参政権付与に反対することについて
受理年月日	
23. 8. 23	

陳情の趣旨
<p>陳情の趣旨</p> <p>永住外国人に地方参政権を与える法案を提出する動きがあります。地方といえども参政権を、永住者といえども外国人に付与するのは明らかに憲法違反であります。相模原市に於いてはこのような憲法違反の法案が成立しないよう「反対の意見書」を採択されるよう陳情いたします。</p> <p>陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本国憲法では参政権を国民固有の権利（第 15 条第 1 項）としていますが地方参政権もその自治体住民が行使することになっております（第 93 条第 2 項）。そして平成 7 年 2 月 28 日の最高裁判決で「住民とは日本国民を意味する」としてあります。 2. 参政権付与を推進する人びとは同判決にある「憲法上禁止するものではないと解するのが相当である。」との部分を取り上げて最高裁のお墨付きを得たと喧伝していますが、この部分はいくまで傍論であり主文ではありません。この判決では原告（在日韓国人）の訴えは棄却されています。更に平成 12 年に 2 回最高裁で同様の判決がなされています。 3. 韓国では平成 17 年に在韓永住外国人の一部に地方選挙権を認めました。相互互惠主義に則って日本でも認めるように働きかけされておりますが、19 年の韓国地方選挙で選挙権を得た永住日本人は僅か 51 人です。現在日本には約 80 万人の永住外国人がおり相互互惠主義なぞ成立するものではありません。 4. 平成 21 年 2 月に韓国において在外韓国人にも選挙権被選挙権が認められました。従って在日韓国人は日本にいながら韓国の地方選挙国政選挙に投票は勿論立候補できるようになりました。このような人びとが日本の選挙権も同時に行使するようになるのは前代未聞のことであり日本は世界中の笑いものになってしまいます。 5. 諸外国でも認めていると主張する人もおりますが、北欧を中心に EU 等 20 カ国くらいであり世界の趨勢ではありません。EU 加盟国相互の問題を無理やり日本に当てはめることは妥当ではありません。 6. 基本的人権であるから、また納税しているから認めよ、と言う人もおりますが、

では選挙権のない未成年には基本的人権はないのでしょうか。また納税していない低所得者や学生には選挙権は付与されないのでしょうか。普通選挙制度が成立してから80年以上たった今納税も人権も選挙権とは関係ないことは明らかです。

7. 国政ではないからよいではないかと言う人々もおりますが、地方政治といえども国政に国家の命運に密接に関係しており教育・治安・安全保障等重要な役割を担っていることは地方議員が一番よくご存じと思います。

以上

陳情番号	件名
第 20 号	子どもたちを放射能の内部被曝から守ることについて
受理年月日	
23. 11. 14	

陳情の趣旨
<p>陳情の趣旨</p> <p>3月11日に起きた福島第一原発事故後、高濃度で大量の放射性物質が放出され、東北・関東地方の水、農畜産物、および海産物が放射能汚染されました。この状況をうけ日本政府は、飲料水1リットルあたり放射性セシウム200ベクレル、食品1キログラムあたり放射性セシウム500ベクレルという暫定規制値を設定しました。しかしながら、この“暫定規制値”は、事故後の緊急措置として定められた数値であり、“安全基準”ではありません。これは、食品安全委員会の「放射性物質に関する緊急とりまとめ」（平成23年3月）において「飲食物中の放射性物質が健康に悪影響を及ぼすか否かを示す濃度基準ではなく、緊急事態における介入のレベル（防護対策指標）」とされていることから明らかです。ちなみに、国際法で定められている原発からの放射性セシウムの排水規制値は1リットルあたり90ベクレルであり、国の暫定規制値では原発の排水より2倍以上高い汚染濃度の飲料水を許容していることとなります。食品についても、輸入食品規制値である1キログラムあたり370ベクレルよりも高い汚染食品の流通を許容するという矛盾を抱えています。</p> <p>この暫定規制値で流通する食品を食べ続けた場合、年間17ミリシーベルトの内部被曝になることは、ほかならぬ厚生労働省が認めており（※1）、年間1ミリシーベルトという安全基準を大きく上回ります。</p> <p>まして、大人より3倍以上も放射能の悪影響をうける子どもたち（※2）にとって、たいへん恐ろしい食生活を余儀なくされていることを、子どもを守るべき立場の私たち大人は認識しなければなりません。</p> <p>子どもたちが日々内部被曝量を積み上げていることを考えれば、一日も早い対策が求められます。</p> <p>放射性セシウムはわずかな量でも心臓、肝臓、腎臓、そして、生殖器など人間の生命維持になくてはならない臓器に悪影響を及ぼします。とくに、卵巣に入り込んだセシウムは一生排泄されることはなく、子どもの子ども、そして、その次の代の子どもにまでも悪影響を与える可能性は少なくありません。</p> <p>子どもたちの健康と未来を考えると、未知の事象についてはより慎重に対処しなくてはなりません。</p>

相模原市の子どもたちが、将来、放射性物質の被曝による白血病や心臓疾患、精神疾患、などに苦しむことのないよう、相模原市が人命優先の立場を表明する全国の自治体のモデルとなるような、思い切った政策を打ち出すことを切に願い、以下のことを陳情します。

陳情事項

- 1) 放射性物質の検出・測定器を全小学校に配備し、当日の給食1食(牛乳含む)丸ごと測定し、その結果を毎日公表できるようにすること
- 2) 子どもたちの安心・安全のために、内部被曝ゼロをめざし徹底した対策を講じるよう、国および県に対して、意見書を提出すること

以上

※1 (3月28日に行われた「美浜の会」と厚生労働省との公開交渉での回答)

※2 (ジョン・W・ゴフマン『人間と放射線 医療用X線から原発まで』明石書店 p.270、『放射能 地震 津波 正しく怖がる100知識』集英社)

陳情番号	件名
第 21 号	子どもたちの給食と外遊びの安全について
受理年月日	
23. 11. 15	

陳情の趣旨
<p>〈陳情の趣旨〉</p> <p>日頃は相模原市民と子どもたちの安全のためご尽力いただき、心よりお礼申し上げます。</p> <p>6月以来、市内こども関連施設における空間放射線量の定期測定、土壌検査、食品検査等を速やかに実施していただき、大変心強く感じております。</p> <p>しかしながら、福島第一原発事故は未だ収束しておらず、また放出された放射能による汚染は時間を経て多岐にわたり、個人で防ぎきるには非常に難しい状況となってきました。</p> <p>特に、教育施設における放射能対策は、現状個々の施設に任されている状況であり、子どもたちが十分に守られているとはいいがたい状況です。</p> <p>本来安全であるべきはずの教育施設では、通園・通学・外遊び中に加え、給食からも放射性物質を取り込んでしまうなど、常に放射能により外部からも内部からも慢性的に被曝する危険にさらされています。</p> <p>子ども、特に乳幼児は放射線の感受性が高く、一般的に大人の3～10倍の影響を受けるとされています。また、放射能の健康へのリスクには閾値がなく、基準値以下の少ない被曝量でも10年20年後の発がんのおそれだけでなく、その他の多くの健康被害の危険も示唆されています。</p> <p>今後、数十年に渡り、継続的かつ確実に、また全ての子どもたちが平等に、放射能の危険から健康を守っていけるよう、私たちは、子どもの被ばく回避のための対策として、特に「教育施設、こども関連施設」に絞り、以下2項目の実施を強く陳情いたします。</p> <p>〈陳情する事項〉</p> <p>1. 給食からの内部被ばくの防止</p> <p>給食からの内部被ばくを可能な限り0にするために、以下の項目の実施を行う。</p> <p>① 相模原市内の全ての<u>保育園、幼稚園、小中学校、高等学校</u>（*1）における給食の放射能を可能な限り0にできるように、国の基準を目安にせず、相模原市独自の基準の設定を行って下さい。ドイツでは、チェルノブイリ事故後、乳児、子ども、青少年への飲食物はセシウム4Bq/k以下が推奨されています。</p>

(※1) 以下、“教育施設”と表記する。

- ② 給食の放射能測定を、市独自で定期的に行い、その核種と濃度を、国の暫定基準値以下、以上に関わらず、市民に公開して下さい。
測定にあたっては、未検査品を最大限減らすため、個々の食材の測定ではなく、給食1食分の測定を希望します。
- ③ 測定の結果、①で設定した相模原市独自の基準に照らし合わせ、放射性物質がその基準を下回り安全が確認されるまで、使用を控えて下さい。その間、代替食材は、相対的に放射能汚染度が低い地域の産物を使用して下さい。
- ④ 市の検査に頼らずに、また、給食の方式（給食業者、給食センター、自校式など）に関わらず、各教育施設が給食の安全を確保できるよう、簡易放射能測定器を各教育施設に購入、設置して下さい。（例：NaIシンチレータなど安価に購入できるものでも、使用法を習得すれば充分活用できると考えます）
- ⑤ 市内の教育施設・全ての給食業者には、給食食材の表示を義務とし、父母からの給食に関する情報開示要求には、速やか且つ真摯に応じるよう、文書にて通知・指導し、理解の徹底を図って下さい。
- ⑥ さらに、上記によっても放射性物質の摂取のおそれがあると親が判断した場合、お弁当、水筒の持ち込みを各人の自由として下さい。

2. 外遊びにおける 外部被ばく および 土からの内部被ばく の 防止

- ① 相模原市独自に設定された、毎時0.23 μ Sv※2を超える場所は、早急に除染を行って下さい。

※2；自然放射線 毎時0.04 μ Sv + 追加被ばく量 毎時0.19 μ Sv = 毎時0.23 μ Sv

- ②上記、毎時0.23 μ Sv 以上、以下に関わらず※3、乳幼児や低年齢のこどもが直接接触して遊ぶ砂場の砂の入れ替えを、市内の教育施設、比較的大規模な公園など優先度の高いと思われる箇所から、早急に行って下さい。

※3；その理由として、相模原市で設定した毎時0.23 μ Svは、外部被ばくのみを考えた数字であり、実際には食品や微量ではあるが土からの内部被ばくも日常的に受けている状況である。従って、今回の原発事故による追加被ばく量は、本来“外部被ばくと内部被ばくトータルで年間1 msv”を目指す必要があります。

さらに、放射線の影響を大きく受ける乳幼児には、“追加被ばく量年間1 msv”まで許容することを目指すのではなく、可能な限り原発事故前と同じ生活環境（すなわち追加被ばく0 mSv）を取り戻す事が必要であり、微量の被ばくでも回避するべきと考えるからです。

以上、2項目が市によって速やかに実施され、相模原市の子どもたちがより一層、安心して登園、通学し、安全な給食と屋外活動ができ、将来的にも健康な生活ができますよう、市と住民が共に協力していけることを、切に願っております。

相模原市が独自に、こどもを積極的に守っていく姿勢を見せて行くことで、放射能への意識の低い他市町村へよりよい影響を与えることができ、日本の子どもたちが住む地域によらず平等に安全を享受できるようになると考えます。

今後も、ここ相模原市で安心して子育てを続けるために、なにとぞご理解いただきたく、ご検討のほどよろしく願いいたします。

以 上